

## Client Alert

15 July 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



稲垣 朋子  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9492  
[Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com](mailto:Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com)

## フィリピン：著名商標の宣言と登録簿の創設

### 概要

フィリピン知的財産庁（IPOPPL）は、2025年4月28日に発効する「著名商標の宣言および登録簿の作成に関する規則」（通達第2025-009号）を発行した。本通達により、著名商標の認定のための行政手続が導入され、著名商標の登録簿が作成されることとなった。本通達の発行以前は、著名商標であると認められるためには、商標異議申立や侵害訴訟、その他の執行訴訟などの訴訟手続を経る必要があったが、本通達により商標の著名性を判断するために行政手続を設けることで、既存の実務上の問題の解消が図られることとなった。

### 詳細

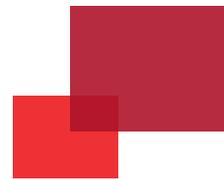
#### 1. 著名商標の基準

本通達では「著名商標」について「フィリピン知的財産法、最高裁判所の発行物、及び通達自体に基づいて、権限のある機関によって著名であると宣言された商標」と定義する。権限のある機関には、フィリピン知的財産庁長官、法務局、商標局長、または管轄権を有する裁判所が含まれる。

最高裁判所及びフィリピン知的財産庁の過去の判断に基づき、本通達では、以下の事項の組み合わせを考慮の上、著名性を判断されると規定する：

- (a) 商標の使用期間、範囲、および地理的領域。特に、商標の宣伝や広告、展示会での商品の展示などのプロモーションの期間、範囲、及び地理的領域
- (b) フィリピン及び他国における商標が適用される商品やサービスの市場シェア
- (c) 商標の固有のまたは取得された識別性の程度
- (d) 商標が取得した品質、イメージ、または評判
- (e) 世界における商標の登録の程度
- (f) 世界における商標の登録の独占性
- (g) 世界における商標の使用の程度
- (h) 世界における商標の使用の独占性
- (i) 世界における商標に付与された商業的価値
- (j) 商標の権利保護に成功した記録
- (k) 商標が著名商標であるかどうかに関する訴訟の結果（該当する場合）
- (l) 他者が同一または類似の商品やサービスに対して有効に登録または使用している同一または類似の商標の存在の有無

従来と異なり、本通達では、商標の著名性を判断する際に、上記(a)、(b)、(c)、(d)の要素を必須の基準としている。著名性の判断の際には、一般大衆ではなく、関連する分野の公衆の知識に焦点を当てることが重要であり、フィリピンにおける商標の宣伝広告を通じて得られた知識も含まれる。



## 2. 著名商標の宣言の申請

申請者は、著名商標の宣言申請の要件を満たすために、以下の情報を提出しなければならない。

- (a) 申請者の氏名、住所およびメールアドレス（自然人または法人である場合）
- (b) ニース分類に従って分類された、商標がカバーする特定の商品またはサービス
- (c) 商標の図面または表現
- (d) 以下の申請料の支払い：
  - 初回申請料として PHP 50,000（約 USD 900）
  - 追加クラスごとに PHP 10,000（約 USD 180）
- (e) 申請者が国籍を有する国、または居住地、または実効的かつ実際の工業または商業施設がある国の名称
- (f) 申請者が自然人か法人かの表示
- (g) 商標がカラーである場合、そのカラーの指定
- (h) 商標またはその一部の音訳または英訳
- (i) 立体商標、団体商標または証明商標の申請である場合、その旨の表示
- (j) 申請者またはその代表者の署名または自己識別
- (k) 代表者または代理人の氏名、住所およびメールアドレス、および代表者または代理人の権限を証明する適切な書類（該当する場合、または法律および現行の商標規則に基づき必要な場合）
- (l) 商標が著名であることを示す証拠
- (m) 申請者が、著名商標としての宣言が解決すべき問題の一つである、いかなる機関、裁判所または法廷においても係争中の案件があるかどうかを述べた宣誓供述書

## 3. 申請の審査

著名商標の宣言の申請は、商標局の審査官によって審査され、通常の商標登録出願と同様に、審査官は申請に関連するオフィスアクションを発行する場合や、追加の補足書類を要求する場合もある。

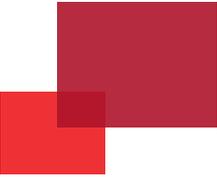
申請者はオフィスアクションの発送日から2か月以内（延長可）に応答しなければならない。応答がない場合は申請が放棄されたものとみなされる。放棄後も、3か月以内に正当な理由等を示し追加料金を支払えば復活が可能である。

審査官は著名性に関する予備的勧告を行い、その後、商標局長が最終判断を下す。著名と認定された商標は電子官報に掲載され、掲載後31日目に正式に著名商標として認められ、証明書が発行され登録簿に記録される。

## 4. 第三者の意見通知

上記の官報掲載から1か月以内に、利害関係人は商標局長へ第三者意見通知を提出でき、さらに1か月以内に証拠付きの意見書を提出しなければならない。期限内に必要な書類の提出がない場合、利害関係人の意見は却下される。

申請者は、第三者意見を含む命令の受領から1か月以内にコメントを提出する必要がある。提出された第三者意見と申請者のコメントは著名商標の宣言



に関する諮問委員会で審査され、商標局長が最終的に著名性を判断し、証明書の発行と宣言を登録簿に記載する。

## 5. 著名商標の宣言の効果

商標が著名であると宣言されることは、申請書に記載された商品及びサービスに関して、その商標の著名性の一応の証拠（Prima Facie Evidence）となる。審査官は、他の商標出願を審査する際に、著名商標の宣言を考慮し、著名と見なされる商標と同一又は類似かについて審査が行われる。

## 6. 宣言の有効期間と更新

著名商標の宣言は 10 年間有効であり、10 年間の更新が可能である。更新を行うためには、商標の継続的な商業使用に関する証明書類等を提出し、宣言後 5～6 年目及び各更新時にその著名性を証明する必要がある。但し、商標がすでにフィリピン知的財産庁に登録されている場合は、他の商標規制に従って、その著名性の証拠のみが必要となる。

## 7. 著名商標の地位の取り消し

以下の場合、商標の著名な地位の宣言は自動的に取り消される。

- (a) 著名商標の宣言を有効期限の 6 か月前または有効期限後 6 か月以内に更新しない場合（追加料金の支払いが必要）
- (b) 商業における継続使用の必要な証拠を提出しない場合

さらに、商標の著名な地位がもはや存在しない場合、商標局長への請願を通じて宣言が取り消されることもある。商標局長の決定は、統一控訴規則に従って、商標局長に上訴することができ、商標局長による命令の再考を求める動議は認められない。

## 8. 既に著名と宣言された商標の登録

以前に適当な当局によって著名と宣言されたが、登録簿に含まれていない商標の所有者に対して、商標局に申告を提出するよう呼びかける通達が広く流通する新聞に掲載される。申告の際には、商標権者は、以下の証拠を添付しなければならない：

- 宣言の証拠
- 判決のエントリーの認証済みの写し
- 商標が著名と宣言された決定書

さらに、所有者はこの通達の発効日から 5 年以内の継続的な商業使用の証拠も示さなければならない。所定の料金を支払うことで、商標は登録簿に登録される。申告及び継続使用の証拠を提出しない場合、商標は登録簿に登録されない。

[上記記事（英語版）](#)

[IPOHL Memorandum Circular No. 2025-009](#)